

能登町消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、能登町消防団員の確保及び地域の活性化を図ることを目的として、町内の事業所及びその他の団体が協力し、一定のサービスが受けられる能登町消防団応援の店事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 能登町内の事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 応援の店 町長が能登町消防団員又は全国の消防団員（以下「消防団員」という。）に対して、優遇措置を実施する事業所等として認めた事業所等をいう。
- (3) 優遇措置 応援の店が任意に定めた商品等の割引及びその他のサービスをいう。

(登録の申請)

**第3条** 応援の店の登録を受けようとする事業所等は、能登町消防団応援の店登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(登録の基準)

**第4条** 町長は、前条の規定により提出された申請書の内容について、消防団員を対象とした明確な優遇措置が設けられていると認めるときは、当該事業所等を応援の店として登録するものとする。ただし、次の各号に掲げる事業所等に該当するときは登録しない。

- (1) 宗教活動及び政治活動を行う事業所等
- (2) 能登町暴力団排除条例（平成24年能登町条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する事業所等
- (3) 各種法令等に違反している事業所等又はおそれのある事業所等
- (4) 全各号に定めるもののほか、町長が適当でないと認める事業所等

2 町長は、前項の規定により登録した応援の店の所在地、名称、優遇措置の内容等を能登町消防団応援の店登録台帳（様式第2号）に記録し管理するものとする。

(表示証の交付)

**第5条** 町長は、前条の規定により登録した事業所等に対し、能登町消防団応援の店表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(応援の店の表示)

**第6条** 応援の店は、表示証を当該事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

2 応援の店は、当該事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に応援の店である旨を表示することができる。

(登録の変更)

**第7条** 応援の店は、所在地、名称、優遇措置の内容等登録内容を変更するときは、能登町消防団応援の店登録変更届出書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(登録の廃止)

**第8条** 応援の店は、優遇措置の終了又は事業の廃止等により、登録を廃止するときは、能登町消防団応援の店登録廃止届出書(様式第5号)に表示証を添えて、町長に提出するものとする。

(登録の取消し)

**第9条** 町長は、応援の店が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したが、前条の規定による届出がなされていないとき。
- (2) 登録要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) その他応援の店として適当でないと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消す応援の店に対し、表示証の返還を求めることができる。

(遵守事項)

**第10条** 消防団員は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 応援の店の指示に従い、市町村長等が交付する消防団員証等(以下「団員証」という。)を提示すること。なお、団員証に写真が貼付されていない場合は、本人であることが確認できる運転免許証等を併せて提示すること。
- (2) 団員証は、他人へ貸与又は譲渡しないこと。
- (3) 応援の店に対し、優遇措置を強要しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、応援の店に対し損害を与えたときの責任は、団員証の所有者本人が有する。

(公表)

**第11条** 町長は、応援の店の所在地、名称、優遇措置の内容等について、ホームページ、広報紙等

により公表することができる。

(その他)

**第12条** この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

**様式第1号** (第3条関係)